



監 第 159 号
令和5年11月6日

寒河江市長 佐藤 洋 樹 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 技術交流プラザ
（指定管理者 寒河江市技術振興協会）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和5年10月5日
- 5 実施場所 技術交流プラザ
- 6 監査の実施内容 令和4年度技術交流プラザの管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 161 号
令和5年11月6日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉 信一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 にしね保育所
（指定管理者 学校法人不動学園）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和5年10月5日
- 5 実施場所 にしね保育所
- 6 監査の実施内容 令和4年度にしね保育所の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 163 号
令和5年11月6日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉 信一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 最上川寒河江緑地
(指定管理者 特定非営利活動法人スペース・アンド・タイム・クリエーション)
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和5年10月6日
- 5 実施場所 最上川寒河江緑地事務所
- 6 監査の実施内容 令和4年度最上川寒河江緑地の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 165 号
令和5年11月6日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉 信一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 二の堰親水公園
（指定管理者 グラウンドワーク二の堰）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和5年10月6日
- 5 実施場所 寒河江川土地改良区
- 6 監査の実施内容 令和4年度二の堰親水公園の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 167 号
令和5年11月6日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 臨川亭・チェリーランド河川敷公園
（指定管理者 株式会社チェリーランドさがえ）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和5年10月6日
- 5 実施場所 チェリーランドさがえ
- 6 監査の実施内容 令和4年度臨川亭・チェリーランド河川敷公園の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 197 号
令和5年11月17日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 市民体育館・市民プール・市民テニスコート・市民弓道場・市民体育館合宿所・野球場・陸上競技場
(指定管理者 一般社団法人寒河江市スポーツ協会)
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和5年10月5日
- 5 実施場所 市民体育館
- 6 監査の実施内容 令和4年度市民体育館・市民プール・市民テニスコート・市民弓道場・市民体育館合宿所・野球場・陸上競技場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 おおむね良好と認められた。